

各私立専修学校設置者
(専門課程を置く専修学校に限る)
各私立専修学校長
(専門課程を置く専修学校に限る)

} 様

岩手県政策地域部学事振興課総括課長

大学等における修学の支援に関する法律に基づく機関要件の確認に係る申請書の事前提出について (依頼)

標記法律の公布については、令和元年 5 月 30 日付け学第 51 号により通知したところですが、同法第 7 条に基づき、私立専修学校の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、所管する都道府県知事に対し、当該大学等の教育の実施体制に関し、当該大学等が社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること等の要件 (以下「機関要件」という。) を満たしていることの確認を求めるとされております。

機関要件の確認については、本法律に基づく関係省令の施行日以後、7 月中旬頃までに学校の設置者が確認者に提出するスケジュールが予定されており、今年度は提出期限までの期間が短くなることを見込まれます。

つきましては、機関要件の確認を円滑に進めるため、予め申請内容を確認したいので、確認を受けようとする学校におかれましては、下記により確認申請書を作成の上、提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出資料

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書 (代表者印は不要。添付資料を含む)

2 提出期限

6 月 21 日 (金) ※期限内の提出が難しい場合は、下記担当までご連絡願います。

3 留意事項

- ・ 別添「機関要件の確認事務に関する指針 (2019 年度版) (案)」を参照の上、作成願います。
- ・ 申請書の作成にあたり、記載方法に関して不明な点等がありましたら、別紙「機関要件の確認申請に係る確認事項」により下記担当までメールでお知らせ願います。
- ・ 文部科学省ホームページ内に関連資料が掲載されておりますので、ご確認願います。

(URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1417017.htm)

【担当】学事企画担当 小原

TEL : 019-629-5045

FAX : 019-629-5049

E-mail : ah0007@pref.iwate.jp